県民の皆様へ

海には常に水難事故の危険が！

水難事故による死者は、交通事故死者の約2倍！

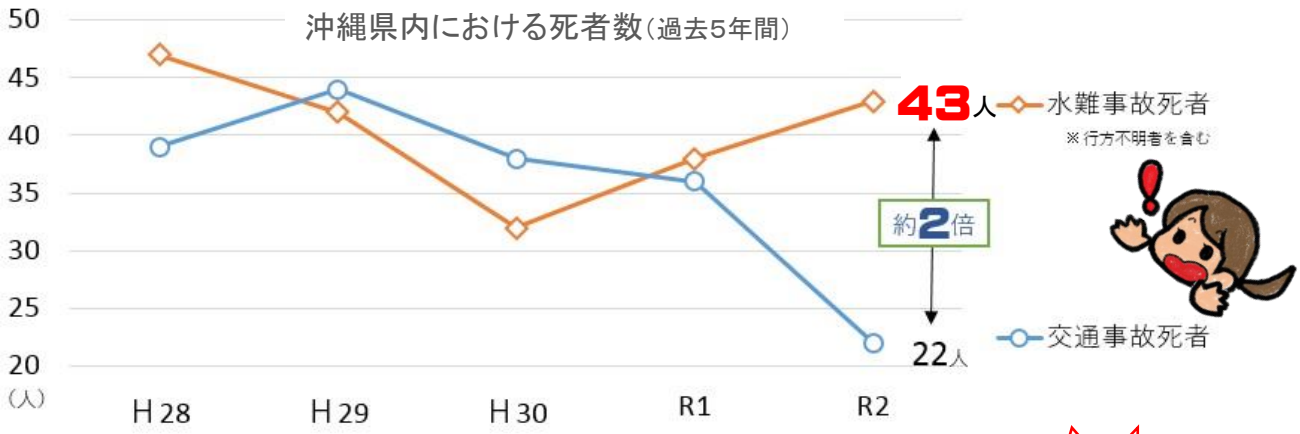

水難事故による死者は、約7割が県民！

※行方不明者を含む

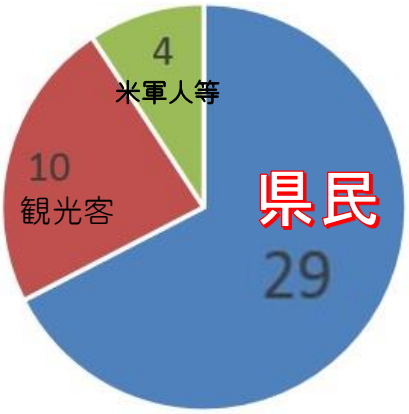

水難事故死者の特徴
（罹災者別、令和2年）

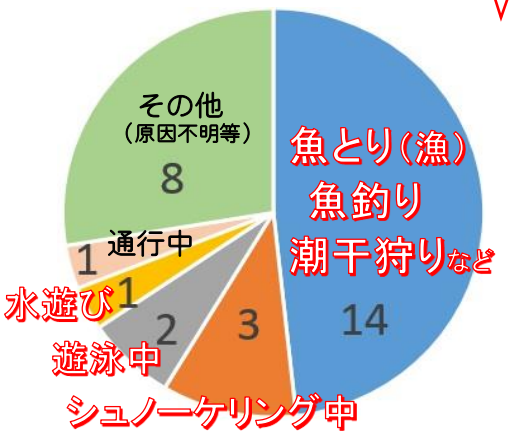

水難事故死者の特徴
（行為別、県民のみ、令和2年）

水難事故防止条例で「県民の責務」が定められました

① 釣りや遊泳などには、常に水難事故の危険が伴うことを認識し、安全な利用につとめましょう！

② 水難事故が発生したり明らかに発生しそうな場合には、警察へ通報するなどの措置をとるようにつとめましょう！

③ 水難事故防止への施策に協力するようつとめましょう！

― 沖縄県警察 ―

安全な利用のためにすべきこと

1　風向、潮流、離岸流、高波等の影響によって水難事故に遭う危険がある場所(場合)を利用しない。

2　複数での利用に努め、お互いに目を離さない。

3　過労、睡眠不足、飲酒、薬物服用の状態で利用しない。

4　ライフジャケットやウェットスーツなどの浮力体を必ず着用する。

5　器具等の正しい使用方法を習得し、使用前の点検・整備をする。

6　海洋危険生物への知識（被害防止方法、被害時の応急処置要領）を習得する。

・ハブクラゲ（酢をかけて触手を取り除く）
・カツオノエボシ（海水で触手を流す）
・オニダルマオコゼ（大きなトゲは取り除き、40～45℃のお湯につける）
・ガンガゼ（大きなトゲは取り除き、40～45℃のお湯につける）

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
（道路交通法第17条）

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。ただし、道路外の施設や場所に出入りするため、やむを得ず歩道又は路側帯を横断するときは除きます。
また、児童・幼児、高齢者（70歳以上）及び車道通行に支障がある身体の不自由な人が運転する場合、また車道通行が危険な場合も歩道通行ができます。

2 車道は左側を通行

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
（道路交通法第17・18条）

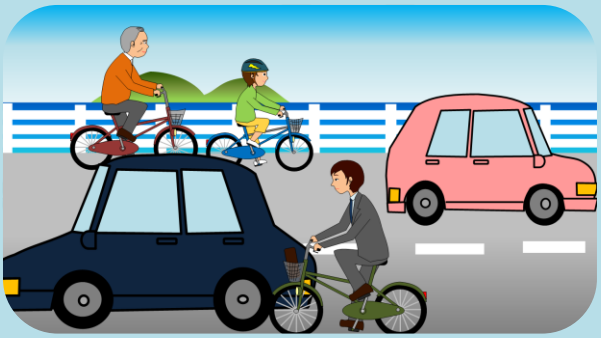

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

罰則 2万円以下の罰金又は科料
（道路交通法第63条の4）

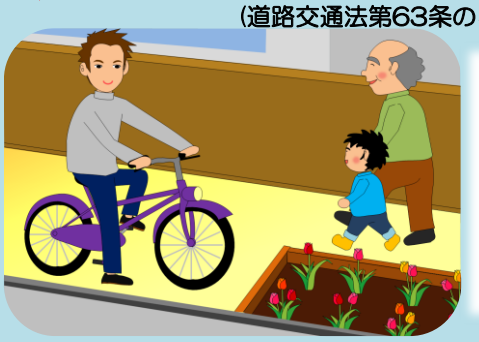

上の標識のある歩道は自転車が通行できますが、歩行者のじゃまになるときは一時停止しまょう。

4 安全ルールを守る

飲酒運転の禁止

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
（道路交通法第65条）

二人乗りの禁止

罰則 2万円以下の罰金又は科料
（道路交通法第55・57条）

並進禁止

罰則 2万円以下の罰金又は科料
（道路交通法第19条）

夜間はライトを点灯

罰則 5万円以下の罰金
過失同じ
（道路交通法第52条）
※前方50メートルまで明瞭に見える程度に照明が行われているトンネルを通行する場合を除く。

信号を守る

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金
（道路交通法第7条）

交差点での一時停止と安全確認

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金
（道路交通法第43条）

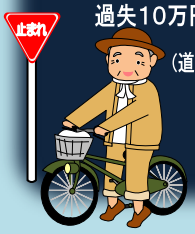

5 子どもはヘルメットを着用

（道路交通法第63条の11）

児童(6歳以上13歳未満)・幼児(6歳未満)を自転車に乗車させる時は、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

携帯電話やヘッドホンを使用しての運転、傘差し運転等も禁止されています。

※ブレーキ不良自転車の運転禁止（5万円以下の罰金・過失同じ）

自転車の悪質な交通違反は検挙され罰金を支払うこともあります。

沖縄県警察・沖縄県交通安全協会連合会

糸満警察署からのお知らせです。

○　夏の青少年育成県民運動期間中です（7/1～8/31）

○　子どもをネット犯罪被害から守るため、フィルタリングの設定と家庭での

ルール作りを！　フィルタリングでできること！

・ＳＮＳの利用制限（深夜の利用禁止等）

子どものスマホ対策・家庭でのルール作りを！
（むやみに写真を投稿しない。ＳＮＳ利用の確認、時間制限等）

○ 子どもが、事件事故・トラブルに巻き込まれないようにする為にも、深夜はいかいをさせない事も重要です。

○　ルールを知って、犯罪に近寄らない！

危険を知って、トラブルや犯罪に巻き込まれない！